

アルバイト許可基準・申請手順

岩手看護専門学校

【アルバイト許可基準】

1. アルバイトは、学業と健康状態を優先したうえで、経済的事情などやむを得ない理由がある場合に行うものとする。
2. 酒類を取り扱う店（居酒屋等）や風俗店でのアルバイトは認めない。
3. 医療施設でアルバイトをする場合は、施設責任者の指導監督下で行うものとする。
4. アルバイトをする曜日・時期は、原則として週末（金～日）、休日・祝日、長期休暇中とする。
5. アルバイト終了時間は、曜日に関係なく原則として21時とする。
6. アルバイト先への移動は、安全に移動できる手段を選択する。

【アルバイト申請手順】

1. アルバイトを開始する前に教員にアルバイト願(別紙)を提出し、教員会議の承認を得る。
2. アルバイト許可願（別紙）を保証人連署により提出し、学校長の承認・許可を得る。
3. アルバイトを行っていることが学業や健康状態に悪影響を及ぼしていると学校が判断した時点で、アルバイト許可書を無効とする。
4. 無許可でアルバイトをしている場合や教員の指導に従わずにアルバイトを継続していた場合、また、学生の本文に逸脱した内容のアルバイトをしていることが判明した場合は、学則31条の対象とする。

この基準は平成19年4月26日学生へ通達し、5月1日より施行する。

この基準は、平成30年4月1日より施行する。（学則変更に伴う条項の変更、文言整理）

この基準は、令和4年4月1日より施行する。（学則変更に伴う条項の変更、文言整理）